

大川村議会の維持に向けた
方策について
(中間取りまとめ)

(案)

平成29年12月

大川村議会維持対策検討会議

目次

<u>はじめに</u>	3
<u>第1章 大川村の現状</u>	4
1 村の現状	
2 議会の現状	
3 会期日程、村議の活動日数など	
<u>第2章 議会維持に向けた対応の基本的な考え方</u>	5
1 基本的な考え方	
2 村議の担い手確保に係る具体的な対策	
<u>第3章 議会維持に向けた個別の取組の方向性</u>	6
1 村政への関心	
1-1 広報誌等による情報発信の充実及び地域担当職員制度の導入	6
①現状	
②検討	
③対応の方向性	
1-2 住民を巻き込んだ政策議論の場や政策アドバイザーの設置	9
①現状	
②検討	
③対応の方向性	
2 兼職兼業規制	12
①現状	
②検討	
③対応の方向性	
3 事業所に対する支援	18
①現状	
②検討	
③対応の方向性	
4 議会運営	21
①現状	
②検討	
③対応の方向性	
5 議員報酬	24
①現状	
②検討	
③対応の方向性	
<u>第4章 今後の対応方針</u>	29
<u>第5章 資料編</u>	30

はじめに

本年4月、大川村は、2年後に迫った村議会選挙において、立候補者が定足数に足りない事態と仮になったときに備え、村民総会の勉強を開始した。5月には村議会議長が村議会運営委員会委員長に大川村議会組織のあり方について諮問し、村長が村議会でどうすれば大川村議会が維持できるのかを勉強するとともに、想定外を想定するために村民総会を勉強することを表明した。

このことは、全国的に大きく報道され、小規模自治体における住民自治のあり方の議論に一石を投じることとなり、本年6月には総務省が町村議会に関する有識者検討会を設置することを公表するに至った。

一方で、村民総会の勉強を行うことが、大川村のような中山間地域においては人口減少に対して新たに取りうる手段がなくなって、村議会はおろか住民生活の維持すら困難になっていることを示しているという趣旨の報道も見られた。

大川村は、断じてそのような状況にはない。

大川村は、平成25年度からの第5次大川村振興計画や平成26年6月に村と県が立ち上げた大川村プロジェクトによって、さまざまな産業振興に取り組んでおり、その結果、村外からの若者の流入が見られるようになり、平成27年国勢調査においては人口増減率の改善度が県内1位となるなど、人口減少に歯止めをかける兆しが見えつつある。

そもそも大川村は、村議会の維持を目指すことが大前提であると考えている。このことは、村における若者の定着により人口減少に歯止めをかけることによって実現されるものである。さらに、村民が議員に立候補しやすい環境を整えることが村議会維持の有効策となる。

このため、本年6月、大川村と高知県は、協働して村議会を維持するための課題解決策を検討するとともに、大川村プロジェクトを大胆に加速することにより、大川村が、これまで同様の住民自治を確保しつつ、若者が定着できる地域として中山間地域活性化のモデルケースとなることを目指し、本検討会議を設置した。

本検討会議では、村民アンケート、村内青年との意見交換、企業への調査等を通じ、議会維持に向けた課題について検討を深めるとともに、土佐はちきん地鶏、観光・交流、生活支援の各分野について大川村プロジェクトの加速化に向けて議論を深めてきた。この過程では、村民の多くが村政に関心を持っていることや、村議への立候補の意欲がある村民が一定数いることを確認できた。さらに、各分野において大川村プロジェクトが進んでいることを確認できた。

このような中、本年8月、大川村議会運営委員会委員長は、議長に対し、議員として活躍を期待できる人材は育ってきており、議会組織は今後においても構成できる旨を答申した。9月には、村長が村議会で村民総会に関する検討を中断すると表明した。

大川村と高知県は、本検討会議における検討を通じ、若者が定着できる大川村をつくること、村議会を維持することに向けて引き続き全力で取り組む。

そのための具体的な方策として、大川村プロジェクトの加速化と村民が立候補しやすい環境整備がある。来年度予算編成に向けて大川村プロジェクトは引き続き検討を深めるものの、総務省の「町村議会のあり方に関する研究会」の取りまとめをにらんで、立候補しやすい環境整備について取り急ぎ中間とりまとめを行うものである。

第1章 大川村の現状

1 村の現状

平成27年度国勢調査人口は396人と、離島を除く市町村で最も少ない人口の自治体である。

村では人口減少への対策として、平成25年度からの第5次大川村振興計画や平成26年6月に村と県が立ち上げた大川村プロジェクトによって、高地の気温差を活かした花き栽培など付加価値のある農産物づくりや、村の特産物である大川黒牛、土佐はちきん地鶏の生産、恵まれた森林資源を活かした木材生産など、産業振興に取り組んでいる。

その結果、平成27年国勢調査では、人口増減率の改善度が県内1位となった。また、近年は地域おこし協力隊制度などによる村外の若者の受入れも多く行っており、若物の移住や帰村とともに結婚者数や出産数も増化傾向にある。さらに、集落活動センターを中心にした生活支援の取組も広まってきているところであり、人口減少に歯止めをかけ住民生活を改善させていく兆しが見えつつある。

2 議会の現状

現在、大川村議会の定数は6、村議の年齢構成は60歳代が3名、70歳代が3名となっている。また、職業は、会社員1名、農林業が5名となっている。

現在の村議の任期は平成31年4月30日までとなっているが、任期満了をもって引退を希望する村議がいる可能性がある。

【参考】過去5回の大川村議会選挙結果

選挙時期	投票率	執行理由	定数	候補者数
H11.4	無投票	任期満了	10	10
H15.4	無投票	任期満了	8	7
H19.4	87.96%	任期満了	6	9
H23.4	85.46%	任期満了	6	7
H27.4	無投票	任期満了	6	6

3 会期日程、村議の活動日数など

標準的な会期日程は、会期が5日間で、うち本会議が3日間、常任委員会が2日間である。

村議会議員としての活動は、議会定例会が6月、9月、12月、3月でそれぞれ1週間程度、委員会での調査等の活動が月に1日程度、その他議員活動に関連した活動で月に3日程度、年間平均72日間程度（平成28年度実績）である。

議員報酬は、平成28年度から議長が月額232,000円、副議長が月額175,000円、議員が155,000円となっている。

第2章 議会維持に向けた対応の基本的な考え方

1 基本的な考え方

大川村では、前述のとおり、これまで平成26年に村と県で立ち上げた大川村プロジェクトに基づく取組を推進してきたことなどにより、平成27年国勢調査によれば、人口増減率の改善度が県内1位となるなどの成果を上げ、若者世代の流入も見られるようになってきており、また、集落活動センターを中心に生活支援の取組も広まってきているところであり、人口減少に歯止めをかけ住民生活を改善させていく兆しが見えつつある。

一方、そもそも人口が少なく高齢化が進んでいる中で、人口減少や高齢化など、村が直面する課題に今後もの確に対応していくためには、村議会を維持し、これまで以上の住民自治を確保していくことが不可欠である。

そして、議員の担い手を早急に確保するためには、

- ① 議会維持の根治対策として、大川村プロジェクトの加速化により人口減少を克服していくことが何よりも重要であると考えられるほか、
- ② 村議の担い手を確保して議会を維持していくため、広報・広聴により村議の仕事に興味を持ち立候補を希望する人を増やす取組みと、様々な課題を解消し、立候補しやすい環境を作る取組みを併せて行っていくことが必要と考えられる。

この中間とりまとめでは、今後、来年度予算編成に向けて本検討会議において引き続き検討していくこととしている①の取組を除き、②の取組について、国の「町村議会のあり方に関する研究会」の取りまとめをにらんで、取り急ぎ取りまとめるものである。

2 村議の担い手確保に係る具体的な対策

村議会議員は、村民から選出され、村の重要な事項について決定するとともに、村政をチェックするという非常に重要で意義深い役割を担う仕事である。加えて、近年、村政に関する課題が複雑化・多様化する中で、議員の仕事の重要性はさらに高まってきている。しかし、本検討会議が実施した村民アンケートの結果などからも、「議会に魅力がない」、「村民には何も知らされず村と議会で行うことが多い」といった声があり、その意義が十分に理解され、村民の多くが村議の仕事に魅力を感じているとは言いがたい状況にあるといえる。

また、村民アンケートによれば、村議の職に就くに当たっては、兼職兼業規制のほか、収入面や業務上必要となる知識の習得等に関して不安の声も聞かれることから、村議の仕事に魅力を感じたとしても、制度上又は実態上の様々な問題から立候補を断念せざるをえない人がいることも考えられる。

したがって、村議の担い手を確保し議会を維持していくためには、

「村議の仕事に興味を持ち立候補を希望する人を増やす取組」として、

- a 村民の村政や村議会に対する知識・関心を向上させる取組を行っていく必要があると考えられる。

また、「立候補しやすい環境をつくる取組」としては、兼業しながら議員活動を行うことができるよう、

- b 兼職兼業規制の緩和
- c 事業所における議員と兼業しやすい環境づくり
- d 休日夜間議会等の兼業しやすくするための議会の開催方法の工夫

に加え、

- e 専業議員としても生計を立てることができる議員報酬のあり方の検討を行っていく必要があると考えられる。

第3章 議会維持に向けた個別の取組の方向性

1 村政への関心

1-1 広報誌等による情報発信の充実及び地域担当職員制度の導入

① 現状

村政や村議会の活動に関する広報広聴活動として現在取り組んでいる内容は、以下のとおり。

手段	現状
広報誌	隔月発行。議会の報告は広報誌の中で数ページ掲載。
ホームページ	随時更新。広報誌のページはない。Facebook は村のものはないが、地域おこし協力隊のものはある。
情報通信網	幹線のみを光ファイバーで通し、各家庭への支線を無線電波でつなぐ無線 LAN 方式が大半。
ふるさと放送	3チャンネル（定時放送用、ラジオ放送用2）
広聴の取り組み	職員が分担する形で、地域の神祭に参加して村民の声を聞いている。

一方、本検討会議で実施した村民アンケートの結果では、広報誌等でのPR、ふるさと放送の充実のほか、集落ごとの説明会・対話集会の開催や地域担当職員制度の導入などを求める声もみられた。

また、若者との意見交換会においても、「村に対して興味がないわけではないが、議会や村議の活動内容や、村の主要なプロジェクトなどについての情報があまり入ってこないように感じる」、「議会や議員がどのようなことをしているかということについて全くわからない」等の意見が出され、さらなる情報発信の充実の必要性が示唆されると共に、個別の情報発信手段についても、「ふるさと放送は日中仕事をしている間は聞くことができない」、「部落便による広報はタイムラグがあるため速報性に劣る」、「インターネットは繋いでいない人もいるので、ホームページ等による広報は全員が見るわけではないのではないか」といった課題が指摘された。

【参考】村民アンケート結果（抜粋）

問1	村の政策に関心はありますか（回答 230 中）	
1	非常に関心がある	104
2	少しは関心がある	94
3	あまり関心がない	13
4	まったく関心がない	7
問2	村の政策に対する村民の関心を高めるために村や村議会が実施すべきことは何だと思えますか。（複数回答可）（回答 230 中）	
1	広報誌でのPR	107
2	ホームページでのPR	28
3	SNSでのPR	18
4	集落ごとの説明会、対話集会などの開催	93
5	ふるさと放送の充実	78
6	参考人としての招致などによる議会への住民参加の機会増加	24

7	地域担当職員制度の導入	53
8	特になし	21
9	その他	13

② 検討

上記①の村民の声等を踏まえ、

- ・広報誌、ホームページ、ふるさと放送等による情報発信の充実
- ・地域担当職員制度の導入

について、具体的な方法及びメリット・デメリット、実施上の課題の整理を行った。

区分	具体的な方法	メリット	デメリット	実施上の課題
広報誌、ホームページ、ふるさと放送等による情報発信の充実	・広報誌の議会及び議員に関する記事掲載の仕方を工夫し、充実させる。	・議員・議会の活動内容などの記事掲載をわかりやすく、あわせて情報量をふやすことで、村民に議員・議会活動をより詳しく周知できる。	・情報発信の即時性に劣る。	・個々の議員の活動内容などをどこまで把握し、公平に掲載できるか。 ・いかに新しい情報を反映していくかについて検討が必要。 ・議会としての広報と村としての広報の掲載内容の整理が必要。
	・タイムリーに情報を知らせられるよう、ホームページ、ふるさと放送の内容を充実させる。SNSによる情報発信の検討。	・村政や議会での議論等を広く即時的に周知できる。	・インターネットやFBなどを利用していない村民、ふるさと放送を昼間聞くことができない村民などに情報を伝えられない。(ホームページ、SNS、ふるさと放送では伝えられない村民に伝えるには紙媒体が必要。)	・全ての村民に確実に、タイムリーに伝えられる方法の検討が必要。
	・ふるさと放送において議会中継などを再放送する。	・村民が聞きたいときにふるさと放送を聞ける環境を作ることで、議会での議論やその役割を周知できる。	・チャンネル数に制限がある。	・現在ふるさと放送のチャンネルは空きがない状況。光回線敷設などによりチャンネル数を増やすことができれば対応可能か。 ・議会中継の再放送を可能とするには

				<p>ハード整備が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会との連携を図る必要あり。
	<ul style="list-style-type: none"> ・随時チラシなど紙媒体による周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用していない村民、ふるさと放送を昼間聞くことができない村民などに情報を伝えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達の即時性に劣る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部落便ではタイムリーに配布できず、郵便では経費が増える。効率的な配布方法があるか。
地域担当職員制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・村内を4ブロック程度に分けて役場各職員が担当する地域を分担する。 ・各ブロックをリーダーのもと職員2～3名程度で担当する。 ・地域での活性化対策等を住民と検討し、補助等を利用する場合は地域担当職員の意見書も併せて提出する。 ・各地域から出てきた要望等を整理し、他の地域からの応援等の必要性などを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部落会や神祭等に参加するなど地域の要望等を聴く機会が増え、住民ニーズが把握しやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の業務量が増大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の職務負担を調整せずに、新たな業務を増やすことは難しい（制度の導入・実施のための職員体制や業務効率化の検討が必要。） ・議会・議員による取組との連携を図る必要あり。

③ 対応の方向性

それぞれの情報発信手段の特性に応じ、デメリットも見られることから、多様な方法により情報発信をしていくことが重要であると考えられる。

予算措置が必要なものなど、実施上の課題があるものもあることから、まずはチラシ配布やHPの充実など、実施が容易なものから実施に移す（平成29年度中にチラシ配布は対応を開始）こととする。その他の取組については、それぞれの課題を克服した上で、次期村議選（平成31年4月）までに可能な限り実施する。

1-2 住民を巻き込んだ政策議論の場や政策アドバイザーの設置

① 現状

前述のとおり、村民アンケートの結果では、集落ごとの説明会・対話集会の開催を求める声があったほか、議員として活動するために必要なこととして、議員活動のサポート体制の充実や村の政策や議員活動について知る機会の増加を指摘する意見が多かった。

また、若者との意見交換会においても、「議員とは何かといった勉強会を開催してほしい」といった意見が、企業からの意見聴取の中でも「議員とは何かといった勉強会を開催することが有効ではないか」といった意見があり、村の政策や議員活動についての勉強会を開催することを通じて村政への関心を高めていく取組が求められているところである。

【参考】村民アンケート結果（抜粋）

(村政への関心を高めるためにすべきこと)

- ・ 集落ごとの説明会、対話集会等 93/230

(議員として活動するために必要なこと（他薦）)

- ・ 議員活動のサポート体制の充実 25/87
- ・ 村の政策や議員活動について知る機会の増加 35/87

(議員として活動するために必要なこと（自薦）)

- ・ 議員活動のサポート体制の充実 6/20
- ・ 村の政策や議員活動について知る機会の増加 10/20

② 検討

ア 取組事例

先行的な団体においては、市町村政や議員活動に関する勉強会・意見交換会等を実施している事例も見られる。その主なものは、以下のとおり。

(ア) 長野県飯綱町議会 ～政策サポーター制度～

●基本情報

- ・ 人口（平成27年国調）11,063人
- ・ 議員定数 15名

●取組の経緯、概要

- ・ 開かれた議会とするために議会活動への町民参加を広げる。
- ・ 定数が減る中で、町民の知恵も借りて政策づくりを協働で進める。
議員定数の減少の中で住民からの議会支援（合併前36名（18名+18名）→現在15名）

●開催日時等

- ・ 平日夜間、町役場にて、所要時間2時間以内

●会議の進め方

- ・ 常任委員長が進行役となり、町民（12～16名）と議員とで参加者全員での対話方式。

●テーマ（研究テーマは議会で決定）

- ・ 「行財政改革研究会」「都市との交流・人口増加研究会」「集落機能の強化と行政との協働」「新たな人口増対策」「高齢者の新しい暮らし方の提起」「新しい産業を生み出し若者定住の促進を」など

●実績

- ・平成22年4月に発足、12名の町民が参加（公募2名・要請10名） 2つの研究会に分かれて会議を各6回開催
- ・平成25年6月に発足、15名の町民が参加（公募3名・要請12名） 2つの研究会に分かれて会議を各6回、8回開催
- ・平成27年6月に発足、16名の町民が参加（要請16名） 2つの研究会に分かれて会議を各7回開催

●効果

- ・それぞれの研究会で学習と自由討議を重ね、政策提言を作成し町長へ提出。
（平成26年度予算で時間外保育料の一部無料化が反映される）

●課題

- ・「議員が仕事をしないで町民に任せてしまっている」という指摘の声も一部であがっている。

（イ）北海道栗山町議会 ～議会サポーター～

●基本情報

- ・人口（平成27年国調）12,344人
- ・議員定数 12人

●取組の経緯、概要

- ・平成18年に全国で初めて、「議会基本条例（議会の役割や責務などを明文化し透明で公平な議会活動を実現する狙い）」を制定。
- ・現サポーターの東京財団政策研究部 中尾氏が、元栗山町議会事務局長だったこともあり、そのつながりで他の自治体でサポーターをされている方々をお願いしている。
- ・平成21年4月からサポーター制度導入。
- ・当初、大学の先生方は、当町のこの取組みをモデル事業として位置づけしていた。
- ・条例案策定等の際に（必要に応じて）無償で意見や助言を受け、議会の政策立案能力を高めることが狙い。

（現在のサポーター（5名））

- ・法政大学法学部教授 広瀬 克哉氏
- ・山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭氏
- ・北海学園大学名誉教授 神原 勝氏
- ・北海道地方自治研究所主任研究員 辻道 雅宣氏
- ・東京財団政策研究部研究員 中尾 修氏（元栗山町議会事務局長）

●実績

- ・現在でも年に1～2回、議員研修会時に講師として招いている。（謝礼有り）
- ・年一回以上の議会モニター会議も開催している。

●効果

- ・議会及び議会事務局の政策形成、立案機能を高め、実施するに至るまでの参考意見として活用することができる。
- ・当町の議会活動に賛同し、様々なノウハウを持つ有識者への相談や、助言を受けることにより、議会活性化につなげることができる。

（ウ）高知県土佐町（執行部側が開催） ～町政懇談会～

●基本情報

- ・人口（平成27年国調）3,997人
- ・議員定数 10名

●取組の経緯、概要

- ・町民と町長及び町執行部が直接対話し、地域の現状やまちづくりについて意見を交わすために実施。
- ・町民の意見を踏まえて、今後の町政運営に活かしていくもの。

●テーマ(平成 29 年度)

- ・行政報告（人財育成事業・国民健康保険制度改正・檜山トンネル、さめうら荘の建設計画）
- ・懇談会（自由質問、進行役は副町長）

●実績

- ・毎年 8 月～9 月に町内 9 会場にて開催
- ・平成 29 年度実績 住民参加者数は、最も少ない地区で 11 名、最も多い地区で 23 名
- ・平日開催
- ・基本は 19 時 30 分～（地区によっては 13 時 30 分～）
- ・所要時間約 1 時間 30 分
- ・議長も参加（他議員は自由参加）

●効果

- ・町民の生の声を聞くことができる

●課題

- ・参加者が固定化している地区もある（高齢者）
- ・要望ばかりの場になってしまうこともある

イ メリットと課題（論点）の整理

【メリット】

上記の事例等を踏まえると、村政や議員活動に関する勉強会には、以下のようなメリットが想定され、有効な取組であると考えられる。

- ・村民の議会活動に対する関心の向上
- ・村民の村政への主体的な参加（村民の声をよりの確に反映した市町村運営が可能）
- ・議会における議論の補完
- ・議員の政策形成能力の向上
- ・議員活動に係る負担の軽減（政策サポーター）

【課題（論点）】

一方で、大川村において実施するに当たっては、以下のような論点について検討し、工夫を行っていくことが必要と考えられる。

- ・村民の参加者数の維持確保（参加しやすい開催日時や、地区ごとの開催など場所の工夫を検討していくべきではないか）
- ・どのようにテーマを設定するか（直近議会で議論となった課題をテーマとすることや、村民からテーマを募ることなども考えられるのではないか）
- ・どのようにして村民から活発な意見が出るようにするか（進行役のスキルも重要であり、議員や執行部側で適任者がいない場合は、大学教員などの学識経験者に依頼することも考えられるのではないか）

ウ 村に当てはめた場合の具体的な方法案

上記アの事例を踏まえ、大川村に適切と考えられる方法を検討した。

- ・実施主体：執行部及び議会

(考え方) 執行部のみで、または議会のみで行う方法もあるが、共に連携して実施することが効率的かつ効果的。

- ・対象者：幅広い村民

(考え方) 村の人口規模を踏まえると、対象者を絞るのではなく、村民が幅広く参加していただくことが適当。

- ・場所：各地域（選挙の投票所5か所ごとの開催を想定）に出向き実施

(考え方) 集落が点在し、交通機関も十分ではなく、高齢者が多いという大川村の状況を踏まえると、実施主体側から各地域に出向いて実施することが、参加者数の確保や発言のしやすさにもつながり適当。

- ・時間：地域の実情に応じて設定

(考え方) 休日の実施、夜間の実施などが考えられるが、各地区の村民の状況等を考慮し、村民ができるだけ多く参加できるように設定することが必要。

- ・テーマ：村政に関する最新のトピック、議会で議論となった課題など

(考え方) 村民の興味を引き、かつ村の重要課題について議論できるようなテーマ設定が必要。

- ・運営方法：進行役の設定について検討

(考え方) 村民の議論を活発にし、有意義な会とするため、大学教授等の有識者を活用する方法も考えられるのではないかな。

③ 対応の方向性

上記ウの方向性で、平成30年度からの実施に向けて執行部と議会が意見交換しながら検討していく。

2 兼職兼業規制

① 現状

本検討会議で実施した村民アンケートの結果では、議員として活動するために必要なこととして、他薦者について兼職兼業規制の緩和が必要との意見が多くあった。また、自薦者の中にも同様の回答をした人がいることから、兼職兼業規制の対象となり得る人の中にも、立候補に興味を持っている人がいるものと思われる。

【参考】村民アンケート結果（抜粋）

(議員として活動するために必要なこと（他薦）)

- ・兼職兼業規制の緩和が必要 32/87

(議員として活動するために必要なこと（自薦）)

- ・兼職兼業規制の緩和が必要 2/20

イ 法制度

○兼職の禁止（地方自治法第92条）

普通地方公共団体の議会の議員は、一般的には他の職業との兼職を禁止されていないが、国会議員、地方公共団体の議員及び常勤の職員等との兼職については、議

員の職務を完全に果たすために妨げになると考えられているため、禁止されている。

地方自治法第92条における「常勤の職員」とは、「常時勤務する職員を指し、常時勤務する者であれば、一般職たると特別職たるとを問わない。」（松本英昭著「逐条地方自治法」）とされ、「地方団体から給料を支給されるべき職員をいい、報酬を受ける職員は含まれない。」（法制意見（昭和24年7月28日））とされている。

また、常勤の職員となる例として、行政実例（昭和26年8月15日）では、「隔日勤務等の職員であって、職務内容が一般の常勤職員と同様の者」、「三ヶ月、六ヶ月等期間を限って臨時に雇用され、その期間中毎日出勤し、常時勤務する者」、「ある事業につき事業終了までの期間を限って雇用され、その間常時勤務する者」が挙げられている。

○議員の兼業禁止（地方自治法第92条の2）

普通地方公共団体の議会の議員は、当該団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参与することにより、直接・間接に当該団体の事務や事業に関与するものであるため、議会運営の公正性及び事務執行の適正性を確保するため、当該団体との関係において、請負関係に立つことを禁止されている。

具体的には、

- ・当該地方公共団体に対する個人請負の禁止、
 - ・当該地方公共団体に対し請負することが主たる法人の役員になることの禁止、
- が定められている。

【参考：地方自治法】

（兼職の禁止）

第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

（議員の兼業禁止）

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

※ このほか、地方自治法その他の法律の規定により、首長や一部の行政委員会の委員等と普通地方公共団体の議会の議員との兼職が禁止されている。

ウ 兼職兼業規制抵触の可能性のある職業・法人等の状況

兼職規制の対象となる可能性のある公務員数については、下表のとおりであり、村役場の正職員、臨時・非常勤職員のほか、学校教員の数が多くなっている。

また、民間事業所の状況は、下表のとおりであり、その役員数については、大川村ふるさとむら公社、大川村森林組合、大川村社会福祉協議会などの数が多くなっている。その概要は下表のとおり。

<参考>大川村における兼職兼業規制抵触の可能性のある職業・法人等の状況

1 兼職規制(公務員)

	官署名等	区分	人数(人)
1	大川村役場	村長、副村長	2
		正職員	20
		臨時・非常勤職員(一般職)	16
		地域おこし協力隊	3
		集落支援員	1
		教育長及び教育委員	5
		選挙管理委員	4
		固定資産評価員	3
		民生委員	7
2	大川小中学校	教員	18
		上記以外の職員(事務職員等)	4
3	大川村つぼみ保育園	保育士	2
		上記以外の職員(事務職員等)	2
4	高知東警察署小松駐在所	警察官	1

2 兼業規制(各種団体役員等)

	団体名等	村との取引関係	役員数(人)
1	一般社団法人大川村ふるさとむら公社	施設指定管理、ふるさと村民制度等委託	7
2	株式会社むらびと本舗	村畜産振興事業補助金等	2
3	大川村集落活動センター結いの里運営協議会	施設指定管理	7
4	大川村森林組合	登山道下刈り委託、道路維持工事請負	10
5	JA土佐れいほく(大川支所)	物品購入	1
6	JA土佐れいほく女性部(大川支部)		1
7	大川村社会福祉協議会	補助金交付、事務委託	8
8	大川村老人クラブ	村老人クラブ活動補助金	3

9	大川村青年団	社会教育団体補助金、村民を明るく豊かにする補助金	2
10	大川村消防団		2
11	大川村小中学校PTA	社会教育団体補助金	3
12	大川村部落自治会	部落便配布委託	18
13	協同組合木星会	工事請負	6
14	村内の建設会社	工事請負	4社
15	上記以外の会社・団体		1社
16	個人事業者(個人商店等)	物品購入	4者

(第2回本検討会議資料を最新データに更新)

② 検討

ア 兼職規制

(ア) 村職員(常勤)の兼職規制緩和

地方自治法第92条では、常勤職員等は議員になることができない(ただし、非常勤職員は対象外)とされている。この規定は、執行機関と議決機関に同一の者が立場を違えて在職することにより、議決機関の存在の意味を損ない、また執行機関としても弊害が生じる懸念から設けられたものである。

この趣旨を踏まえると、上記①のとおり正職員は20人と多いところではあるが、村職員について規制緩和を求めることは適当ではないのではないか。

(イ) 村職員(非常勤)の兼職規制対象の明確化

上記<参考>の兼職規制(公務員)の表に掲げた村職員のうち、下記のaからdまでについては、行政実例(昭和26年8月15日)で常勤職員の例として挙げられている「隔日勤務等の職員であって、職務内容が一般の常勤職員と同様の者」に該当するかどうか論点となる。

a 地域おこし協力隊

制度：地方自治体が募集を行い、地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある都市部の住民を受け入れるとともに、隊員の定住・定着を図る。隊員は、地方自治体からの委嘱を受けて地域協力活動に従事する。

勤務内容：地域ブランド化や地場産品の開発・販売・プロモーション、都市住民の移住・交流の支援、農林水産業への従事、住民生活の維持のための支援などの活動を行う。(村に現在3名)

- ・給食業務(栄養士)
- ・プロジェクトリーダー(イベント等の段取り、地域巡回等)
- ・はちきん地鶏飼育業務

勤務時間：原則週4日。勤務時間は業務内容等により異なる場合があるが、概ね常勤職員と同様。

勤務対価：報酬として支給

b 集落支援員

制度：地域づくり活動に精力的に取り組み、地域の実情に詳しい者のうちから村長が委嘱する。

勤務内容：地域や集落の状況調査及び点検、課題の把握及び抽出、地域活力の維持及び集落の活性化に関する協議、話し合いにおける助言、移住・定住対策の推進などの活動を行う。(村に現在1名)

勤務時間：原則週4日。勤務時間は村の常勤職員と同じ。

勤務対価：報酬として支給

c 嘱託職員

制度：一般職非常勤職員として雇用

勤務内容：登記関係業務、社会教育指導業務(村に現在2名)

勤務時間：村の一般職員の4分の3を超えない日数。

勤務時間は村の常勤職員と同じ。

勤務対価：報酬として支給

d 民生委員

制度：民生委員法に基づく。当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある者の中から、都道府県知事が推薦し、それをもとに厚生労働大臣が委嘱する。

勤務内容：住民の生活状態を把握する地域の見守りや生活に関する相談支援活動、福祉サービスを適切に利用するための情報提供など、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

勤務時間：特に規定はない。

勤務対価：給与等は支給されない。無報酬であるが、村からは民生委員協議会に対して社会福祉活動費補助金を交付している。

検討に当たり、行政実例の「隔日勤務等の職員」の解釈について調査したところ、警備員や汽車運転手など、いわゆる交代制の業務を行う職員を想定しており、上記のような非常勤職員は対象とならないことを確認できた。

「常勤の職員」とは、「常時勤務する職員を指す」とされており(松本英昭著「逐条地方自治法」)、また、「勤務時間が1日につき7時間45分で、1週間当たりのそれが常勤職員と同じであるならば、それは常時勤務を要する職そのものである」とされているところ(橋本勇著「逐条地方公務員法」)、aからdまでの職員は、いずれも常勤職員よりも勤務日数が少ないことから、これらの職員については、「常時勤務する職員」とは言えず、「常勤の職員」ではないことから、兼職規制の対象外であるものと考えられ、議員に立候補することは可能である。

イ 兼業規制

(ア) 請負対象の明確化

地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止規定では、当該普通地方公共団体に対し、主として同一の行為をする法人の役員等は議員になることができないとされている。

この規定における「請負」とは、民法上の請負のみならず、当該団体から一定の報酬を得てその需要を供給することを業とする場合も含まれるとされている。
(S27. 6. 21 行政実例)

この点について、請負契約や委託契約については明らかに対象となるものと考えられるが、補助金の交付や指定管理などについては「請負」に該当するかどうか明確ではないと考えられる。

<村の具体例>

- ・社会福祉活動団体（民生委員協議会、遺族会、老人クラブ連合会、身体障害者連盟など）に対する補助：村民の社会福祉の向上に資する事業に必要な経費を補助（補助額：約 80 万円／年（H28 年度））
- ・社会教育団体（青年団、文化推進協議会、子ども会育成協議会など）に対する補助：村の教育の振興に資する事業に必要な経費を補助（補助額：約 30 万円／年（H28 年度））
- ・一般社団法人大川村ふるさとむら公社を自然教育センター等の指定管理者に指定。（指定管理料：約 1,384 万円／年（H28 年度））

そのため、兼業規制の範囲が必要以上に広く解され、本来は規制対象外の者が立候補を萎縮してしまう可能性も考えられることから、「請負」の対象となるものの範囲をより明確化すべきと考える。

(イ) 禁止される請負の範囲の縮小

地方自治法第92条の2の兼業禁止規定では、当該普通地方公共団体に対し、主として同一の行為をする法人の役員等は議員になることができないとされている。この「主として同一の行為をする法人」とは、当該地方公共団体に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占めるものをいうとされている。(S25. 6. 30行政実例)

しかし、法人が行う請負といっても様々なものがあることから、すべてを一様に扱う必要はないものとする。

議員が営利を目的とする事業を主とする団体の役員等と兼業することは、当該議員が当該団体の利害を議会等で主張する場合、議会運営の公正性や事務執行の適正性の確保の面からもリスクが大きいことから適当ではないものと考えられる。

一方で、営利を目的としない事業を主とする団体の役員等との兼業については、当該議員が当該団体の利害を主張する場合であっても、公正性や適正性の面からも比較的リスクが小さいのではないかと考えられる。

<村の具体例>

- ・大川村社会福祉協議会は、村から委託を受けて、介護予防支援、あったかふれあいセンター、障害者相談支援などの事業を実施。（委託金額：約 3,000 万円／年（H28 年度））
- ・一般社団法人大川村ふるさとむら公社は、村から委託を受けて、ふるさと留学、ふるさと村民、施設指定管理などの事業を実施。（委託金額：約 2,500 万円／年（H28 年度））

- ・大川村森林組合は、村から委託を受けて、水源地の森林整備、登山道の整備などの事業を実施。(委託金額：約270万円/年(H28年度))
- ・部落長(地区会長)は、村から委託を受けて、行政連絡事務(村民に対する周知事務や意向調査等(具体的には、行政などからの広報などの配布、募金活動への協力、高齢者の安否確認、地域要望、地域情報の取りまとめなど))を実施。(委託金額：約150万円/年(H28年度))

また、実態上の問題として、公共的団体も村内事業所の多くを占めることから、そうした団体の役員等が一律に兼業禁止の対象となることは、人口が少なく議会の担い手不足の課題を抱える村にとっても影響が大きい。

ただし、営利を目的としない事業を主とする団体の役員等との兼業であっても、なお議会運営の公正性と事務執行の適正性が疑われる可能性もありうるため、兼業を認める場合には、監査委員による監査の強化を図るなど、一定のチェック機能の強化を併せて検討すべきではないかと考える。

③ 対応の方向性

兼職規制及び兼業規制の対象範囲の明確化及びチェック機能の強化を前提とした兼業規制の対象範囲の見直し(法改正事項)について国に提言を行う。

3 事業所に対する支援

① 現状

村民アンケートの結果では、議員として活動するために必要なこととして、勤務先の企業のサポートを要するという意見が多かった。

また、企業からの意見聴取においても、「議員活動に伴う休職に対する補償がほしい」といった財政面の支援に関する意見や、「補充者の人員確保をしてほしい」といった代替人員確保に関する意見が出された。

【参考】村民アンケート結果(抜粋)

(議員として活動するために必要なこと(他薦))

- ・勤務先の企業のサポート 46/87

(議員として活動するために必要なこと(自薦))

- ・勤務先の企業のサポート 2/20

② 検討

ア 現員派遣の仕組み

県や国の事業を調査した範囲では、県が、介護職員についての現員派遣事業を実施しているのみ。

この制度は、一定長期間の派遣が前提となっている。

事業名	事業主体	対象者	事由
現任介護職員等養成支援委託料	県	介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・研修参加等に伴う代替職員派遣(事業主負担なし) ・育児短時間勤務等に伴う代替職員派遣(事業主負担1/4) ・前年度以上の有給休暇取得に伴う代替職員派遣(事業主負担1/4)

議員活動は、年4回の議会出席や、各種研修や行事への参加等が内容となり、散発かつ短期間の休業となることや、議員が兼業する業種は多種多様であることから、村で独自に実人員確保のための一般的な支援制度を構築することは困難ではないかと考えられる。

⇒実際の人員確保のためには、事業所自らが人員を確保したり、既存職員のシフト調整を行ったりすることで対応するのが現実的ではないかと考えられる。

イ 財政的な支援

(ア) 県や国の支援制度

県や国には、事業所が代替人員を確保することを前提に、それに伴うコストに対する財政的な支援制度もある。(下表)

事業名	事業主体	対象者	事由
産休等代替職員雇用事業費補助金	県	児童福祉施設職員 老人福祉施設等職員	・産休・病休に伴う代替職員の雇用経費に対し補助(補助率3/4)
産休等代替職員雇用事業費補助金	県	保育所等職員	・産休・病休に伴う代替職員の雇用経費に対し補助(補助率3/4)
特別支援保育・教育推進事業費補助金	県	保育士・幼稚園教諭	・特別支援教育コース(大学)への研修派遣(1年間)に伴う代替職員の雇用経費に対し補助(補助率1/2)
発達障害児支援体制強化事業費補助金	県	社会福祉法人等の職員	・発達障害者支援専門人材養成研修の受講(9ヶ月)に伴う代替職員の雇用経費に対し補助(補助率10/10)
両立支援等助成金(育児休業支援コース)	国	中小企業の従業員	・育休に伴う代替職員の雇用経費に対し助成(定額)

⇒事業所に対する支援としては、事業所において代替人員を確保していくことが現実的であることから、それに伴うコストについて、財政的な支援を検討していくべきものと考えられる。

については、現在議員活動に伴う休業補償的な補助金の支給を検討している北海道浦幌町の事例を参考とすることが適当であると考え、下記のとおり検討を行った。

(イ) 北海道浦幌町の検討事例

この事例は、議員を雇用する中小事業者に対して、議員1名あたり月10万円の補助金を支給しようとするものである。

●基本情報

- ・人口 4,919人(平成27年国調)
- ・議員定数 11名

●「議会議員チャレンジ奨励・雇用促進補助金」の制度概要（検討中）

○交付対象者

- ・浦幌町内に事業所又は店舗を有し、議会議員を雇用する中小企業者
- ・賃金台帳、労働者名簿及び出勤簿等の法定帳簿類等を備え付け、町長の要請により提出することができる事業者であること
- ・町税、その他町に対する債務を完納していること

○交付対象議員

- ・年齢60歳未満の者
- ・補助事業者の役員でない者
- ・補助事業者が、町の補助金、助成金及び委託料等により、雇用している以外の者。（指定管理者への委託料は除く）
- ・町税、その他町に対する債務を完納していること

○交付対象基準

- ・交付対象議員の給与が、補助金月額10万円以上支給されていること
- ・交付対象議員の議会活動により欠勤する場合、別に代替の者を雇い、その者に支給される給与が補助金月額10万円以上支給されていること
- ・前各号がそれぞれ補助月額10万円以上にならない場合にあつては、第1号及び第2号の合計額が補助金月額10万円以上支給されていること。（例）議員6万円、代替4万円など

○補助金額

- ・交付対象議員1名につき、月額10万円を補助
- ・議員又は職員になった月から支給
- ・議会議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたとき、若しくは職員としてその職を離れたときは、その月までの補助金を支給
- ・補助金交付対象基準に満たない月においては支給しない

(ウ) 村内事業所へのアンケート調査

事業所に対する財政的支援の効果等について検討するため、村内事業所にアンケートを実施したところ、「金額にもよるが、補助金の支給は効果的である」という意見が多く出された。また、求める補助額については、正規雇用の場合は、概ね1人当たり月額10万～20万円程度、臨時的雇用の場合は、概ね1人当たり日額1万円程度が多かった。

今後は、こうした意見を踏まえ、適切な補助金額の水準（有効な支援制度とするための十分な金額であり、かつ、住民の理解が得られるよう過剰でない金額とする）や、補助金支給に必要な財源をどのように確保していくか等について、より詳細に検討していくことが必要であると考えられる。

③ 対応の方向性

上記の北海道浦幌町の例を参考に、事業所等にもさらに意見を聞きながら、今後詳細制度を検討し、次期村議選が実施される平成31年度の制度導入を目指す。

4 議会運営（休日夜間議会や開催日数の減など、開催方法の工夫）

① 現状

ア 村民アンケート等

村民アンケートでは、議員として活動するために必要なこととして、夜間や土日の議会開催など開催方法の工夫を挙げる意見が多く出された。

特に、休日夜間議会の開催について、若者への意見聴取では、「土日も行事等が多く、議会開催は厳しいのではないか」といった意見が出された。また、企業からの意見聴取では、「平日は業務執行に影響する。夜間や休日議会に行ってもらえれば、業務と両立しやすいのではないか」という意見の一方で、「土日に議会を開催しても、従業員は土日は休みたいという人が多いのではないか」という意見も出され、肯定的な意見と否定的な意見の両方が出された。

また、企業からの意見聴取においては、「議会開催回数や開催日数の減をしてはどうか」といった意見も出された。

【参考】村民アンケート結果（抜粋）

（議員として活動するために必要なこと（他薦））	
・夜間や土日の議会開催など開催方法の工夫	20/87
（議員として活動するために必要なこと（自薦））	
・夜間や土日の議会開催など開催方法の工夫	3/20

イ 村議会の標準的な開催日程

村議会の標準的な開催日程は、下記のとおりである。

【開催日数】

会期：5日 本会議：3日

【日数内訳】（全て平日）

1日目	10時～12時	議案説明
	午後	総括質疑
2日目	10時～15時頃	一般質問
3日目	10時～15時頃	常任委員会
4日目	10時～15時頃	常任委員会
5日目	10時～12時頃	閉会（採決）

② 検討

ア 取組事例

他団体においては、休日夜間議会を開催する団体や、開催日数の少ない団体も見られる。その主なものは、以下のとおり。

（ア）休日夜間議会の開催

a 長野県喬木村（検討中の事例）

●基本情報
人口：6,310人（平成27年国調）
議員定数：12名
●内容
【経緯】

8年前(平成21年度)の一般選挙において無投票のときがあった。当時から休日、夜間の開会検討が囁かれていた。

今期の議長(2期目)は以前から「定数や報酬を見直すなどしてなり手の環境を整えるべき」と議会に対する考えを持っており、議長から議会運営委員会に対し、休日・夜間の議会開会について諮問したことが発端である。

7月31日に議長に答申、8月3日には各課長等による企画調整会議にて答申内容の報告、8月7日に議員全員協議会で企画調整会議の報告をし、12月定例会から取り組む方向性を決定した。→9月22日、議会からの提言書に対し、村長が同意。

【日 程】

- ・本会議は開会、一般質問、閉会それぞれ1日、の3日間で変更はしない。
- ・平日・休日の会議時間は午前9時から午後5時までとし変更はしない。
- ・会期は現状の概ね16日間から20日間で変更はしない。
- ・予算決算常任委員会については3月(当初予算)、9月(決算)は平日の開催を予定しているが6月及び12月については夜間の実施を予定している。
- ・夜間については19時から21時を予定している。(各常任委員会)
- ・本会議のうち、一般質問を土日のどちらかで開催する。

【兼業兼職の状況】

会社員1名、会社役員1名、介護支援専門員(会社員)1名、団体職員1名 自営業1名、専業農家1名、農業6名

職種等：建築業、介護支援専門員、左官業代表取締役社長、法務局臨時雇用等。
今後、議員の働き方も見直していくため就労状況などの詳細についても調査を検討している。

b 沖縄県北中城村

●基本情報

人 口：16,148人(平成27年国調)

議員定数：14名

●実施内容

種 別：夜間議会(一般質問のみ)

開催日数：8回(9月、3月の各月4日間)

開会時間：18時から21時ごろ

職員対応：時間外対応

【経 緯】

合併の話が挙がっていたが、反対意見もあり合併には至らず、合併特例債等の国の補助が受けられないことや、町の財政状況、職員数の減少に鑑みて、議会改革の先進地である北海道栗山町を視察し、当時(平成18年)に計画していた「行財政計画」の中に、夜間議会の開催を盛り込んだ。

【効 果】

夜間議会により傍聴者が増えた。多いときは4日間通算で50人~60人ほどのときもある。しかし、9月議会では10名以下の傍聴しかなく、傍聴者数は質問内容によりけりである。

【問題点】

連日続くとメンタルヘルスなど身体への負担がかかる。

開始時間が18時からのため、職員については労基法に抵触する恐れがあることから、16時ごろから1時間程度休暇（年休）を取る場合もある。

【今後の検討】

平成28年度からネット配信を開始したため、議員からは「夜間議会は廃止してもよいのでは。」と意見が挙げられている。

【兼業兼職の状況】

会社役員1名 会社員3名 自営業1名 農業2名 無職3名

(イ) 議会開催日数の減

a 島根県知夫村

●基本情報

人 口：615人(平成27年国調)

議員定数：8名

●実施内容

【開催日数】

会 期：1日 本会議：1日(3、9月は会期3日程度)

【日数内訳】

■会期1日

9時～11時 一般質問

11時～15時 議案審議

■会期3日

1日目 9時～11時 一般質問

11時～17時 予算・決算審査

2日目 9時～17時 予算・決算審査

3日目 9時～ 予算・決算審査

30分程度 村長総括(終了)

※本会議1週間前に全体協議会を開催しており、各課から議案等について説明あり。

【短期間の理由】

特になし。一般質問は2件程度。

b 新潟県粟島浦村

●基本情報

人 口：370人(平成27年国調)

議員定数：8名

●実施内容

【開催日数】

会 期：2日 本会議：2日 (3月は会期3日程度)

【日数内訳】

■会期2日

1日目 9時～12時 行政報告、一般質問

13時～17時 議案審議（常任委員会審議）
2日目 9時～12時 議案審議（常任委員会審議）
15時～ 本会議（30分程度）

終了後、全員協議会（2時間程度）

■会期3日

1日目 9時～12時 行政報告、一般質問
13時30分～17時 常任委員会、特別委員会
2日目 9時～17時 常任委員会、特別委員会
3日目 15時～ 本会議（委員会が終わらなければ3日目まで延長）

※本会議1週間前に執行部から議案等説明

【短期間の理由】

特になし。

イ メリット及び課題の整理

(ア) 休日夜間議会の開催

【メリット】

- ・兼業議員の議員活動に伴う休業日数を最小限に抑制
- ・傍聴者の増にもつながる可能性

【課題】

- ・議員本人や職員への負担
- ・土日は休みたい（休めない）との村民の意見もある

(イ) 議会開催日数の減

【メリット】

- ・兼業議員の議員活動に伴う休業日数を最小限に抑制（他の団体では、会期1日、本会議1日で開催する団体もある。）

【課題】

- ・過度な日数減を行った場合は、本会議における政策的な議論が後退する懸念。

③ 対応の方向性

議会運営については、議会が会議規則等で決定する事項であることから、本検討会議としては上記のような検討材料（選択肢）を提示することに留めるが、こうしたことを参考に、議会において実施の可否も含めて検討を進めていくべきである。

5 議員報酬

① 現状

ア 法制度

議員報酬の額及び支給方法は、地方自治法第203条の規定により、条例で定めることとされている（参酌基準なし）。

議員報酬以外に期末手当及び費用弁償のみ支給が認められており、他の手当については認められていない。

これは、議員報酬が一定の役務の対価として与えられる反対給付であって、生活給を保障するものではないことによるものと考えられている。

【参考】 地方自治法

(議員報酬及び費用弁償)	
第二百三条	普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
2	普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
3	普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
4	議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

イ 村の議員報酬の状況

大川村の村議の報酬は、月額 155,000 円（このほか、2.55 月分の期末手当が支給される）となっており、平成 28 年 4 月に増額したものの、依然として県内市町村の中では最低額、全国的に見てもかなり低い水準となっている。

大川村の議員報酬額は、人口 1,000 人未満の町村と比較すると中位にはあるものの、納税義務者 1 人当たりの所得額や村職員 1 人当たりの給与額と比較すると大きく下回る状況となっており、議員報酬だけで生計を立てていくのは容易でない状況にあるものと考えられる。

【参考】 県内市町村の議員報酬月額

市町村名		議長	副議長	議員
1	高知市	678,000	615,000	585,000
2	南国市	460,000	420,000	390,000
3	土佐市	410,000	370,000	345,000
4	安芸市	385,000	335,000	315,000
5	宿毛市	405,000	340,000	315,000
6	四万十市	376,000	315,200	293,800
7	香南市	390,000	350,000	290,000
8	須崎市	356,000	304,000	285,000
9	香美市	390,000	330,000	285,000
10	土佐清水市	351,000	297,000	270,000
11	室戸市	320,000	280,000	260,000
12	梶原町	270,000	240,000	220,000
13	いの町	305,000	237,000	214,000
14	四万十町	283,000	228,000	205,000
15	大豊町	268,000	214,000	192,000
16	本山町	261,000	214,000	190,000
17	土佐町	263,000	213,000	190,000
18	佐川町	269,000	213,000	189,000
19	中土佐町	254,000	201,000	182,000

20	日高村	249,000	199,000	180,000
21	黒潮町	254,000	202,000	180,000
22	津野町	250,000	200,000	175,000
23	大月町	244,000	196,000	175,000
24	安田町	236,000	195,000	170,000
25	三原村	237,000	189,000	170,000
26	田野町	238,000	192,000	165,000
27	仁淀川町	235,000	188,000	165,000
28	越知町	224,000	184,000	165,000
29	奈半利町	233,000	190,000	164,000
30	芸西村	236,000	192,000	164,000
31	東洋町	233,000	191,000	163,000
32	北川村	236,000	191,000	163,000
33	馬路村	236,000	190,000	162,000
34	大川村	232,000	175,000	155,000
	市平均	411,000	359,655	330,345
	町村平均	249,826	201,478	178,174
	県内市町村平均	301,971	252,653	227,406

※平成 28 年 地方公務員給与実態調査 26 表より

【参考】全国市区町村の議員報酬の状況

区分	市区町村	市区	町村	(うち 1,000 人未満の町村)
50 万円以上	167	167	0	0
40 万円以上	215	214	1	0
30 万円以上	394	363	31	0
20 万円以上	593	68	525	3
19 万円台	74	0	74	0
18 万円台	83	1	82	2
17 万円台	77	0	77	3
16 万円台	66	0	66	7
15 万円台	30	0	30	0
15 万円未満	41	0	41	14
計	1,740	813	927	29

※平成 27 年度地方公務員給与実態調査(平成 27 年 4 月 1 日現在)に基づき作成しており、大川村は 147 千円で集計されている。(H28.4 月に 155 千円に改定されている)

【参考】小規模町村（人口1000人未満）の議員報酬等の状況

No.	都道府県名	団体名 (29 団体)	人口 (人)	議員 定数 (人)	議員報酬 (円)	納税義務者 1人あたりの 所得 (千円未満四捨五入)	職員1人あたり の給料 (百円未満四捨五入)	乖離率 (所得金額)	乖離率 (給料金額)
			H27 国調	(H28.7.1)	(H28.7.1)A	(H28.7.1)B	(H27.4.1)C	(B-A)/A	(C-A)/A
			月額			月額	月額		
1	鹿児島県	十島村	756	8	207,000	255,000	260,000	23.2%	25.6%
2	鹿児島県	三島村	407	7	205,200	257,000	301,800	25.2%	47.1%
3	福島県	檜枝岐村	615	8	203,000	204,000	273,100	0.5%	34.5%
4	沖縄県	粟国村	759	7	185,000	206,000	297,800	11.4%	61.0%
5	沖縄県	北大東村	629	5	185,000	269,000	285,500	45.4%	54.3%
6	和歌山県	北山村	446	6	178,000	241,000	294,500	35.4%	65.4%
7	奈良県	黒滝村	660	6	170,000	217,000	313,700	27.6%	84.5%
8	奈良県	野迫川村	449	7	170,000	218,000	254,000	28.2%	49.4%
9	沖縄県	座間味村	870	7	162,000	218,000	286,200	34.6%	76.7%
10	高知県	馬路村	823	8	162,000	205,000	293,200	26.5%	81.0%
11	沖縄県	渡嘉敷村	730	7	162,000	204,000	312,000	25.9%	92.6%
12	沖縄県	渡名喜村	430	7	162,000	191,000	264,400	17.9%	63.2%
13	奈良県	下北山村	895	8	160,000	206,000	295,700	28.8%	84.8%
14	岡山県	新庄村	866	8	160,000	212,000	312,900	32.5%	95.6%
15	奈良県	上北山村	512	6	160,000	229,000	278,500	43.1%	74.1%
16	高知県	大川村	396	6	155,000	224,000	285,500	44.5%	84.2%
17	長野県	根羽村	970	8	152,000	188,000	282,800	23.7%	86.1%
18	東京都	青ヶ島村	178	6	140,000	314,000	242,700	124.3%	73.4%
19	長野県	北相木村	774	8	137,000	232,000	308,100	69.3%	124.9%
20	山梨県	丹波山村	563	8	135,000	210,000	291,100	55.6%	115.6%
21	島根県	知夫村	615	8	133,000	224,000	296,500	68.4%	122.9%
22	長野県	王滝村	839	6	132,700	214,000	332,600	61.3%	150.6%
23	北海道	音威子府村	832	6	123,000	259,000	326,700	110.6%	165.6%
24	山梨県	小菅村	726	8	121,000	234,000	272,200	93.4%	125.0%
25	長野県	売木村	575	7	121,000	190,000	290,500	57.0%	140.1%
26	東京都	利島村	337	6	115,000	264,000	276,700	129.6%	140.6%
27	長野県	平谷村	484	8	110,400	191,000	291,100	73.0%	163.7%
28	新潟県	粟島浦村	370	8	109,000	226,000	238,900	107.3%	119.2%
29	東京都	御蔵島村	335	6	100,000	251,000	261,100	151.0%	161.1%
		平均値	615	7	152,252	225,966	286,890	54.3%	95.3%
		最高値	970	8	207,000	314,000	332,600	151.0%	165.6%
		最低値	178	5	100,000	188,000	238,900	0.5%	25.6%

※議員定数・議員報酬：第62回町村議会実態調査(平成28年7月1日)より

※納税義務者の所得：平成28年度市町村税課税状況等の調(平成28年7月1日)より

※職員の給料：平成27年度地方公務員給与実態調査(平成27年4月1日)より

ウ 村民アンケート結果等

村民アンケートの結果では、議員として活動するために必要なこととして、「議員報酬額の引き上げ」や「子育て支援のための手当等」を挙げる意見が多くあり、企業からの意見聴取のなかでも、「専門では議員報酬だけでは生活できないのではないか」といった意見が見られたことを踏まえると、特に子育てが必要な場合などにおいては、現状の報酬だけでは足りないと感じられているものと考えられる。

一方、村民アンケートの自由記載の意見としては、「安易な報酬の引き上げが村政への関心につながるとは考えにくい」、「議員報酬の引き上げで人材が作られるはずがない」といった意見も見られ、安易な議員報酬の引き上げには、村民の理解が得られにくい状況にあるものと考えられる。

【参考】村民アンケート結果（抜粋）

(議員として活動するために必要なこと（他薦）)

- ・ 議員報酬額の引き上げ 28/87
- ・ 子育て支援のための手当等 12/87

(議員として活動するために必要なこと（自薦）)

- ・ 議員報酬額の引き上げ 4/20
- ・ 子育て支援のための手当等 6/20

(自由記載)

- ・ 安易な報酬の引き上げが村政への関心につながるとは考えにくい。
- ・ 議員報酬の引き上げで人材が作られるはずがない。

② 検討

ア 長時間にわたって業務を行う議員の設置

大川村の議員報酬は、前述のとおり低水準であるものの、大川村議としての活動日数も年間70日程度であり、常勤並みの日数で仕事をしていないことから、現状の業務内容のままで十分な報酬を得るとすれば批判が生じるおそれもあるのではないかと考えられる。

一方で、少子高齢化への対応や地方創生など、村が取り組むべき課題は、近年ますます複雑化・多様化しており、こうした課題に対応するためには、議事機関である村議会においても、政策立案能力・政策調査能力の一層の強化が求められているものと考えられる。

そのため、村の抱える課題に対応していくためには、一部の議員に対し例えば常勤並みの長時間にわたって業務を行うことを求めることにより、議会の政策立案能力・政策調査能力の強化を図っていくことも考えられるのではないかと。

このことにより、当該議員に対する報酬を引き上げる必要性が生じることから、専業議員となっても十分な報酬水準とすることもできるのではないかと考えられる。

なお、当該議員に対する報酬の増額については、政務活動費として支給することも考えられるところである。(現在、村では政務活動費は交付していない。)

議員報酬は、議員の役務の対価として給付されるものであるのに対し、政務活動費

は、地方自治法第100条第14項で規定されており、条例で定めるところにより、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に交付することができるものである。

これを踏まえると、一部の議員に長時間にわたって業務を行うことを求める場合には、活動時間がその他の議員と異なることから、議員報酬自体でその他の議員と差を設けることが適当と考えられる。(実際、役務の内容自体が他の議員と異なる議長・副議長については、他の議員と異なる報酬額を設定している団体も多く見られる。)

その上でさらに、当該議員の活動に資するために必要な経費の一部として、当該議員に政務活動費を支給するという点も考えられるが、この点については、一般の議員に対する政務活動費の交付の可否とあわせ、村議会において議論し決定されるべきものと考えられる。

【参考】地方自治法

(調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

第百条 (略)

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

イ 扶養手当等の支給を可能に

現行法では、議員には期末手当以外の手当の支給が認められていないが、村民アンケートの結果では、議員として活動するため「子育て支援のための手当等」が必要とする意見も多く見られたところである。

こうした意見を踏まえると、専門議員として活動する場合は、扶養手当等の支給を可能とすることができるような制度の見直しを求めることも考えられる。

しかしながら、前述のとおり、常勤並みの日数で仕事をしていない大川村議が、現状の業務内容のままに十分な報酬を得るとすれば批判が生じるおそれもあると考えられるほか、専門議員だけ報酬を引き上げた場合、議員としての業務が同一であるのに、専門議員と兼業議員で待遇の差が生じることも適当ではないのではないかと考えられる。

したがって、扶養手当等の支給を可能とするには課題が多く、現時点で国に提言を行うのは適当ではないものと考えられる。

③ 対応の方向性

上記の考え方により、長時間にわたって業務を行う議員の報酬の引き上げを可能とすることについて国に提言を行っていく。

第4章 今後の対応方針

議会維持の根治対策としての大川村プロジェクトの推進について、産業振興、観光振興、生活支援などの種々の取組が一体的に効果を発揮し、大川村が若者が定着できる地域となるようさらに議論を深め、来年度予算編成に反映させていく。

第5章 資料編

- ・大川村の人口推移の状況（高知県作成資料）
- ・大川村議会維持対策検討のためのアンケート調査結果（平成29年6月28日～7月11日）
- ・企業への聞き取り調査概要（平成29年8月23日～9月19日）
- ・企業アンケート調査結果（平成29年11月20日～11月27日）
- ・青年との意見交換会概要（平成29年9月6日）
- ・大川村議会維持対策検討会議設置要綱
- ・大川村議会維持対策検討会議委員名簿